

見える化改革報告書 「社会教育・生涯学習」

抜粋版

平成30年9月18日
教 育 庁

1 「見える化」分析の要旨

- ◆教育行政が担う「社会教育・生涯学習」の取組の現状・課題を踏まえ、現行の社会教育施策・事業を分析し、今後の施策展開の考え方を整理する。

【社会教育・生涯学習ユニットの全体像】

- ◆東京都では、教育庁のみならず、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、福祉保健局、産業労働局等が各々の立場から教育基本法が掲げる生涯学習の理念の実現に努めている。
- ◆その中で、教育庁が担う本事業ユニットの分析対象は、「1. 社会教育の振興」と「2. 文化財の保護」である。
- ◆「1. 社会教育の振興」は、(1)社会教育事業と(2)社会教育施設に、「2. 文化財の保護」は、(1)文化財の保存活用と(2)埋蔵文化財に分けられる。

【社会教育の現状と課題】

- ◆地方分権推進の観点から、区市町村との役割分担を明確に行い、東京都が広域行政として担うべき取組を集中的に実施することが求められている。
- ◆(1)社会教育事業の分野では、成人(高齢者含む)に対する学習機会の提供は主として区市町村が担っており、地域学校協働活動の都内全域展開という点から見れば、課題が残る。
- ◆(2)社会教育施設の分野では、東京都は広域行政の立場から、都立図書館とユースプラザ(PFI方式)を設置している。都立図書館は、利用者ニーズを踏まえ自主的な改革に取り組んでいるが、更なる利用促進と老朽化対策が課題である。ユース・プラザについては、PFI事業者による適切な運営がなされているが、事業契約終了時期までに都の意見をより反映できる運営手法の見直しが課題である。

【社会教育の現状と課題】(続き)

- ◆(3)文化財の保存活用については、域内の文化財保護全般について所有者等に指導・助言を行うとともに、文化財の指定や整備等を実施している。加えて、「文化財ウィーク」事業を通じ、文化財の積極的公開・活用に努めている。
- ◆(4)埋蔵文化財については、自治事務として、埋蔵文化財行政の体制の整備充実を図りつつ、改正文化財保護法を踏まえ、適切な保護施策を実施する。

2 今後の改革の進め方

(1) 社会教育事業

- ◆地域社会全体で次代を担う子供を育成していくために、地域住民(都民)と学校が協働する仕組みづくりを全都に定着させるための取組を進めていく。
- ◆中でも、地域コーディネーターをはじめとした教育支援を担う地域人材の確保が重要であり、都は、「元気高齢者」をはじめ、教育支援を担う地域人材、企業人材等が参加しやすくなる環境づくりを支援する。

(2) 社会教育施設

○図書館

- ◆潜在的利用者の掘り起こしに向けた効果的な広報を行うとともに、将来的な移転改築も視野に入れた施設とサービスの一層の充実を行っていく。

○ユース・プラザ

- ◆社会教育事業については、事業者との連携を密に行い、より都政の課題に対応できるものとするため、事業内容をより具体化するとともに、協議の内容や方法についてより詳細に提案する。
- ◆PFI事業契約に関しては、契約終了を見据えて、社会環境の変化等を踏まえた施設の在り方や都の意見をより反映できる運営手法について検討する。

(3) 文化財関連

- ◆文化財保護法の改正を含む国の動向を踏まえ、適切な保護施策を実施していく。

教育庁が担う施策の全体像

- 「生涯学習」は、教育基本法において「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図らなければならない」という理念として規定
- 「社会教育」に関する国及び地方公共団体の任務は、社会教育法第3条で、①社会教育施設の設置及び運営、②必要な学習機会の提供、③学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力の促進、と規定
- 教育庁が担うのは、同条に基づく1「社会教育の振興」と文化財保護法等に基づく2「文化財の保護」である。そのため、本ユニットでは、社会教育・文化財保護行政をめぐる施策動向の変化を踏まえ、現行の施策・事業を分析し、今後の方向性を提示する。

教育庁が担う生涯学習

1. 「社会教育の振興」

- (1) 社会教育事業（社会教育施設が実施する社会教育事業を除く。）
 - ア. 都民（主に成人）を対象とした社会教育（生涯学習）事業
 - イ. 学校・家庭・地域の相互の連携協力の推進
- (2) 社会教育施設
 - ア. 都立図書館の運営
 - イ. ユース・プラザの運営

第1章

2. 「文化財の保護」

- (1) 文化財の保存助成
 - ア. 文化財の保護管理
 - イ. 文化財の保存助成
- (2) 埋蔵文化財
 - ア. 埋蔵文化財の保護管理
 - イ. 埋蔵文化財調査センターの運営

第2章

ライフステージを通じた学習機会の提供

- 都民のライフステージを通じた学習機会の提供は、主として区市町村を中心に行われている。都は、広域的立場から生涯学習の理念の実現に取り組んでいる。
- 東京都において、生涯学習関連事業を実施する部局は、生活文化局（文化振興、市民活動・ボランティア）、オリンピック・パラリンピック準備局（スポーツ振興）、福祉保健局（地域福祉）、産業労働局（職業能力開発）など、多岐にわたっている。

	少年期	青年期	成人期	高齢期
区市町村	ジュニアリーダー養成	シニアリーダー養成	市民講師養成	生涯大学(健康、福祉)
	体験型講座(自然体験等)	文化講座(趣味等)	生涯学習講座(趣味・教養)	
			女性学習講座(社会参画、起業等支援)	
			家庭教育学級	
	少年向けスポーツ講座	青年向けスポーツ講座	成人向けスポーツ講座	高齢者向けスポーツ講座
		障害のある人々への学習機会提供(青年・成人学級)		
社会教育施設(公民館、図書館、博物館等)における社会教育講座				
教育庁	都立学校公開講座 (趣味・教養、スポーツ、障害者本人講座、ボランティア養成等)			
	ユース・プラザにおける 社会教育事業		都立図書館における企画展示、講演会等	
	地域学校協働活動			
都 他局	文化・芸術の振興を通じた生涯学習の機会提供(芸術、演劇、音楽、伝統文化等)(生活文化局)			
	スポーツを通じた生涯学習の機会提供(オリンピック・パラリンピック準備局)			
	職業能力開発(産業労働局)			元気高齢者活用(福保局)
	TMUプレミアムカレッジ(首都大学)			
	ボランティア活動の振興(生活文化局)			

国・都・区市町村との役割分担

○社会教育法では「市町村主義」を掲げている。

- ・国の役割：地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助及び物資の提供を行う。
- ・地方公共団体の役割：**区市町村教育委員会**は、社会教育に関する事務を第一義的に担う。
（公民館、図書館等の設置、社会教育の学級・講座、地域学校協働活動等）
都道府県教育委員会は、当該地方の必要に応じ、区市町村の支援を行う外、社会教育の研修の実施や社会教育施設の設置等を行う。

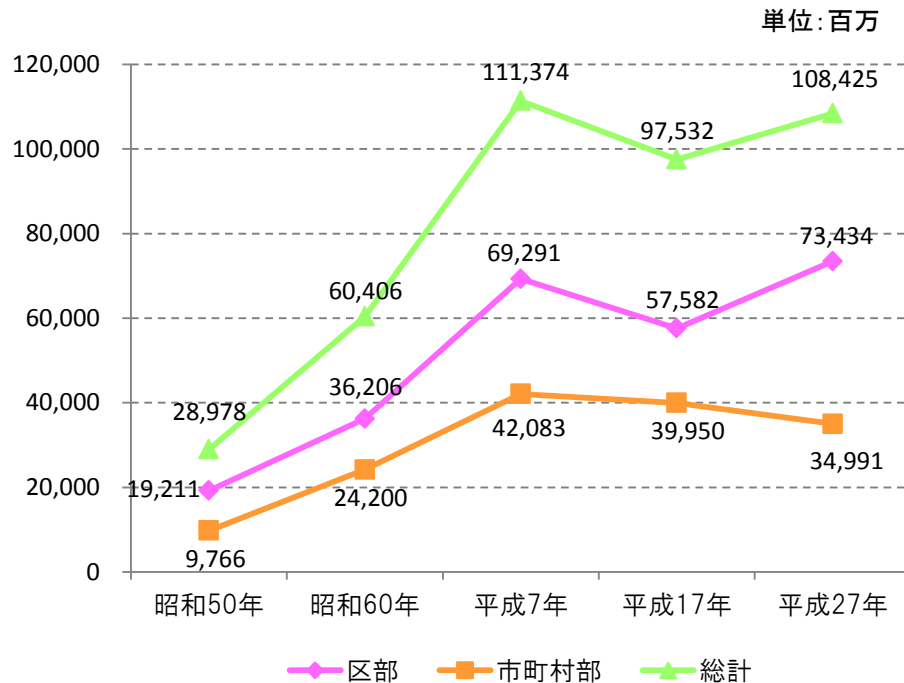
	区市町村	都	国
基本的な役割	地域住民の学習活動の機会や場を提供する。	区市町村が行う社会教育活動を補完・支援し、広域的な条件整備を担う。	地方公共団体の社会教育の取組に対する財政的援助等を行う。
社会教育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校開放事業 ・成人対象学級・講座の開設 ・青少年のボランティア活動 ・社会教育関係の情報提供 ・地域学校協働活動(地域学校協働本部の設置、地域未来塾、放課後子供教室の実施、コーディネーターの確保、養成等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都立学校開放事業 ・社会教育を行う者の研修に必要な講習会の開催 ・地域学校協働活動(地域コーディネーターの支援や研修機会の提供、広域的教育支援ネットワークの形成等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の全国的な水準の向上(社会教育指導者への資格付与等)
社会教育施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館の設置 ・地域図書館、地域博物館等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的社会教育施設の設置(図書館、宿泊型青少年教育施設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な規模での社会教育施設の設置(オリンピック記念青少年総合センター等)

区市町村における社会教育関係費

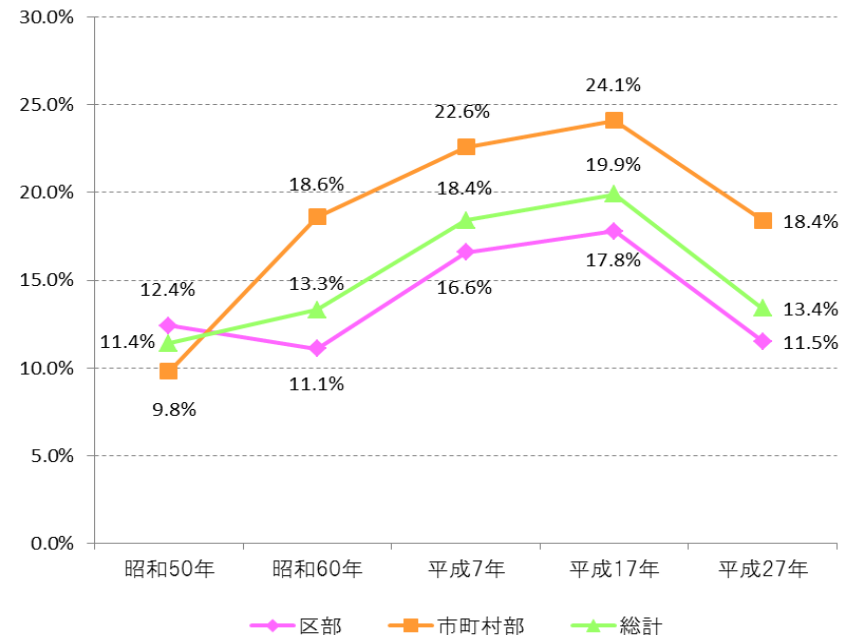
○平成27年度の区部の社会教育費は734億円、市町村部では、350億円を計上している。

○教育費における社会教育費の割合は、区部では約10%、市町村部では約20%である。

◆ 区市町村の社会教育費の推移



◆ 区市町村教育費のうち、社会教育費が占める割合

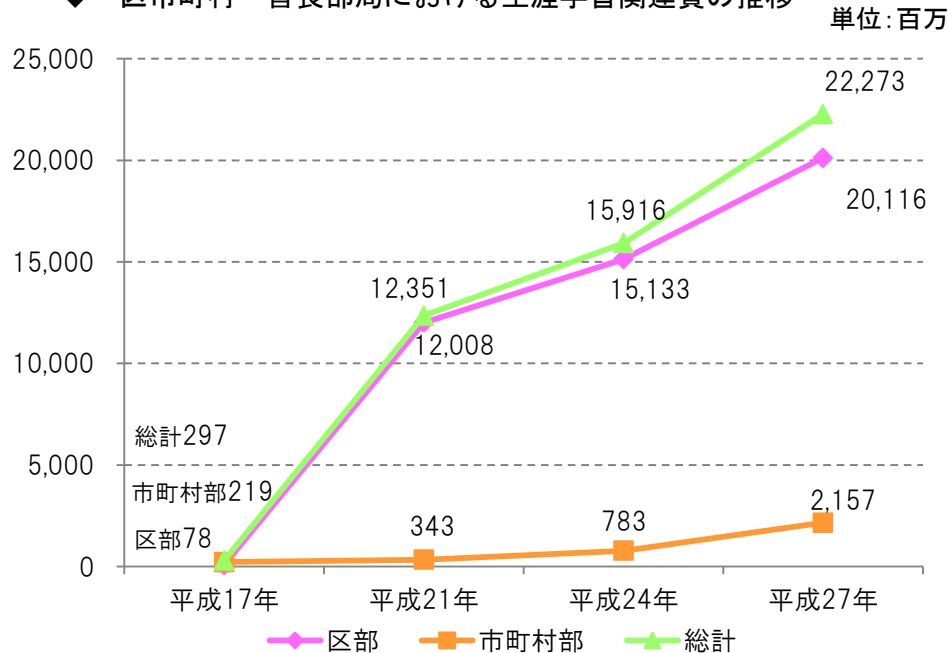


(出典) 『区市町村社会教育行政の現状』及び『区市町村生涯学習・社会教育データブック』各年度

首長部局における生涯学習関連費

- 平成14年度に千代田区が生涯学習関連事業を教育委員会から区長部局へ補助執行して以降、区部における生涯学習・社会教育部門の首長部局への移管が進んでいる。
- それに伴い、区部における首長部局の生涯学習関連費は、平成17年度以降急激に増加している。
(教育委員会の社会教育費を加えると、生涯学習・社会教育関連費は増加している。)
- 平成20年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、スポーツ及び文化に関する事務が地方公共団体の長へと移管が可能になったことも大きく影響している。

◆ 区市町村 首長部局における生涯学習関連費の推移



◆ 生涯学習主管課が区長部局ある特別区 (12区、平成29年度)

1	千代田区	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
2	中央区	区民部 文化・生涯学習課
3	港区	(教育委員会所管)
4	新宿区	地域振興部 生涯学習スポーツ課
5	文京区	アカデミー推進部 アカデミー推進課
6	台東区	(教育委員会所管)
7	墨田区	(教育委員会所管)
8	江東区	(教育委員会所管)
9	品川区	文化スポーツ振興部 文化観光課
10	目黒区	(教育委員会所管)
11	大田区	地域力推進部 地域力推進課
12	世田谷区	(教育委員会所管)
13	渋谷区	(教育委員会所管)
14	中野区	健康福祉部 文化・スポーツ分野
15	杉並区	(教育委員会所管)
16	豊島区	文化商工部 学習・スポーツ課
17	北区	(教育委員会所管)
18	荒川区	地域文化スポーツ部 生涯学習課
19	板橋区	(教育委員会所管)
20	練馬区	地域文化部 文化・生涯学習課
21	足立区	地域のちから推進部 地域文化課
22	葛飾区	(教育委員会所管)
23	江戸川区	文化教育部 文化課

(出典) 『区市町村社会教育行政の現状』及び『区市町村生涯学習・社会教育データブック』 各年度

区市町村における事業の実施状況

○社会教育事業の総数（首長部局実施分を含む。）は、昭和59年度から継続して増加している。

○分野別では、家庭教育事業、成人（一般）対象事業、図書館事業、博物館事業等が増加するなど、地域住民への学習機会の提供は、充実が図られている。

○平成28年度 区市町村が実施した社会教育事業の約9割が成人向けの事業である。

◆ 区市町村における分野別社会教育事業数の推移

	昭和59年	平成6年	平成16年	平成26年	平成28年	昭和59年比 (平成28年)
青年対象	510	439	135	153	186	0.36
少年対象	220	371	1,160	530	523	2.38
女性対象	527	303	78	229	646	1.23
家庭教育	727	1,087	1,325	1,560	1,776	2.44
成人(一般)対象	1,415	2,362	3,140	3,319	2,646	1.87
障害者対象事業	66	94	139	99	113	1.71
視聴覚事業	529	164	254	123	66	0.12
図書館事業	357	410	637	1,208	1,655	4.64
博物館事業	67	217	525	792	807	12.04
その他	1,420	1,348	1,871	1,862	1,915	1.35
総計	5,838	6,795	9,264	9,875	10,333	1.77

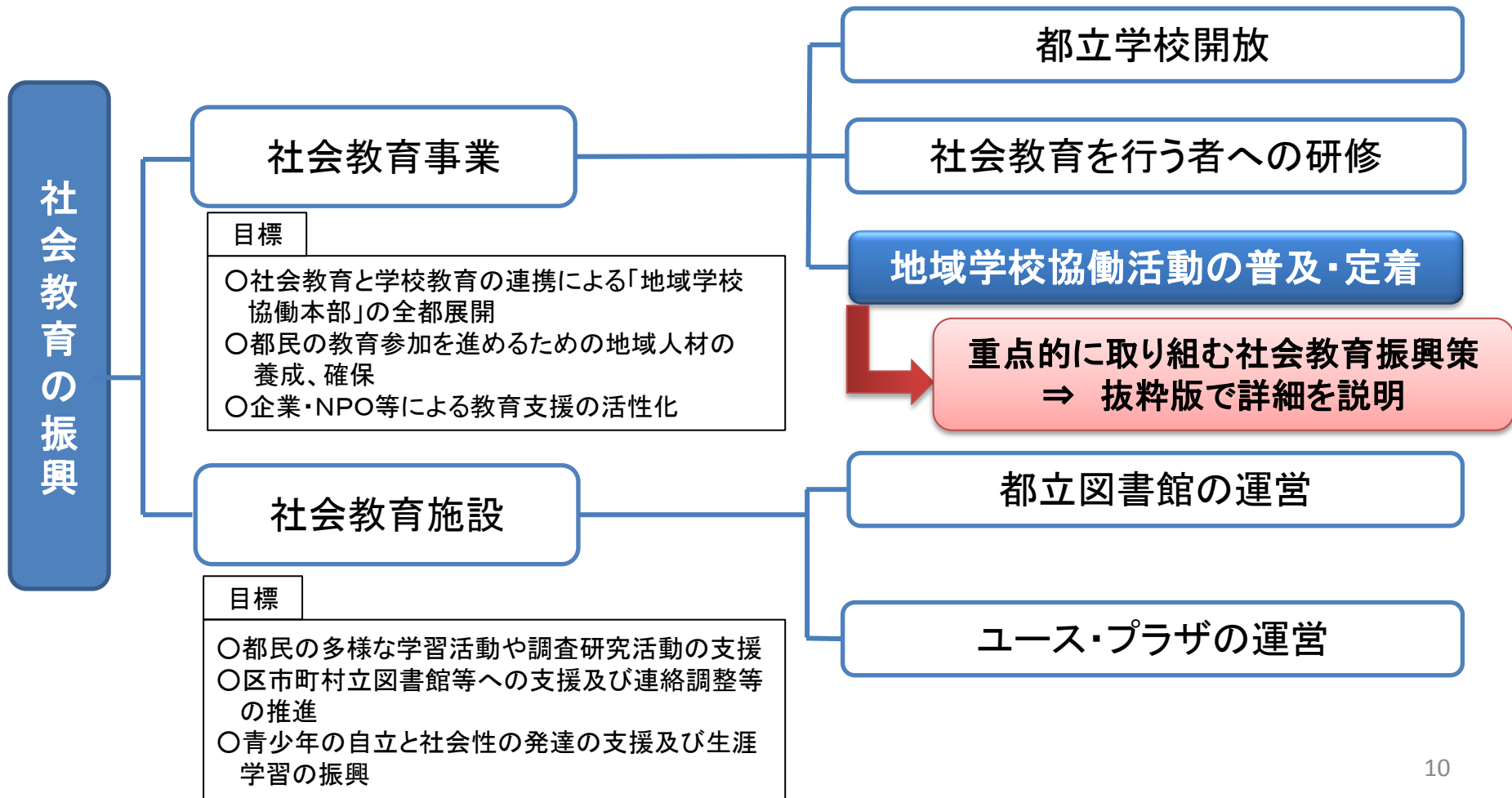
(出典) 『区市町村社会教育行政の現状』及び『区市町村生涯学習・社会教育データブック』 各年度

- 「社会教育」に関する国及び地方公共団体の任務は、社会教育法第3条に規定されている。
 - ① 社会教育施設の設置及び運営
 - ② 必要な学習機会の提供
 - ③ 学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力の促進（平成20年法改正で新設）
- また、社会教育法では「市町村主義」を掲げており、都の役割は、区市町村が行う社会教育活動の補完・支援及び広域的な条件整備である。
- 前述のとおり、区市町村において、地域住民の学習活動の機会や場の提供等の事業は充実してきている。
- 一方、国は、平成18年の教育基本法改正及び平成20年の社会教育法改正により、学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力に関する規定を新設するとともに、平成29年の社会教育法改正により、「地域学校協働活動」の普及啓発を教育委員会の事務として位置付けるなど、地域学校協働活動の推進を重点化している。
- こうした状況を踏まえると、教育庁の「社会教育」の今日的役割は、学校・家庭・地域住民等の連携についての区市町村への支援である。

○教育庁が担う社会教育振興策は、「社会教育事業」と「社会教育施設」に大別され、それぞれで目標を掲げている。

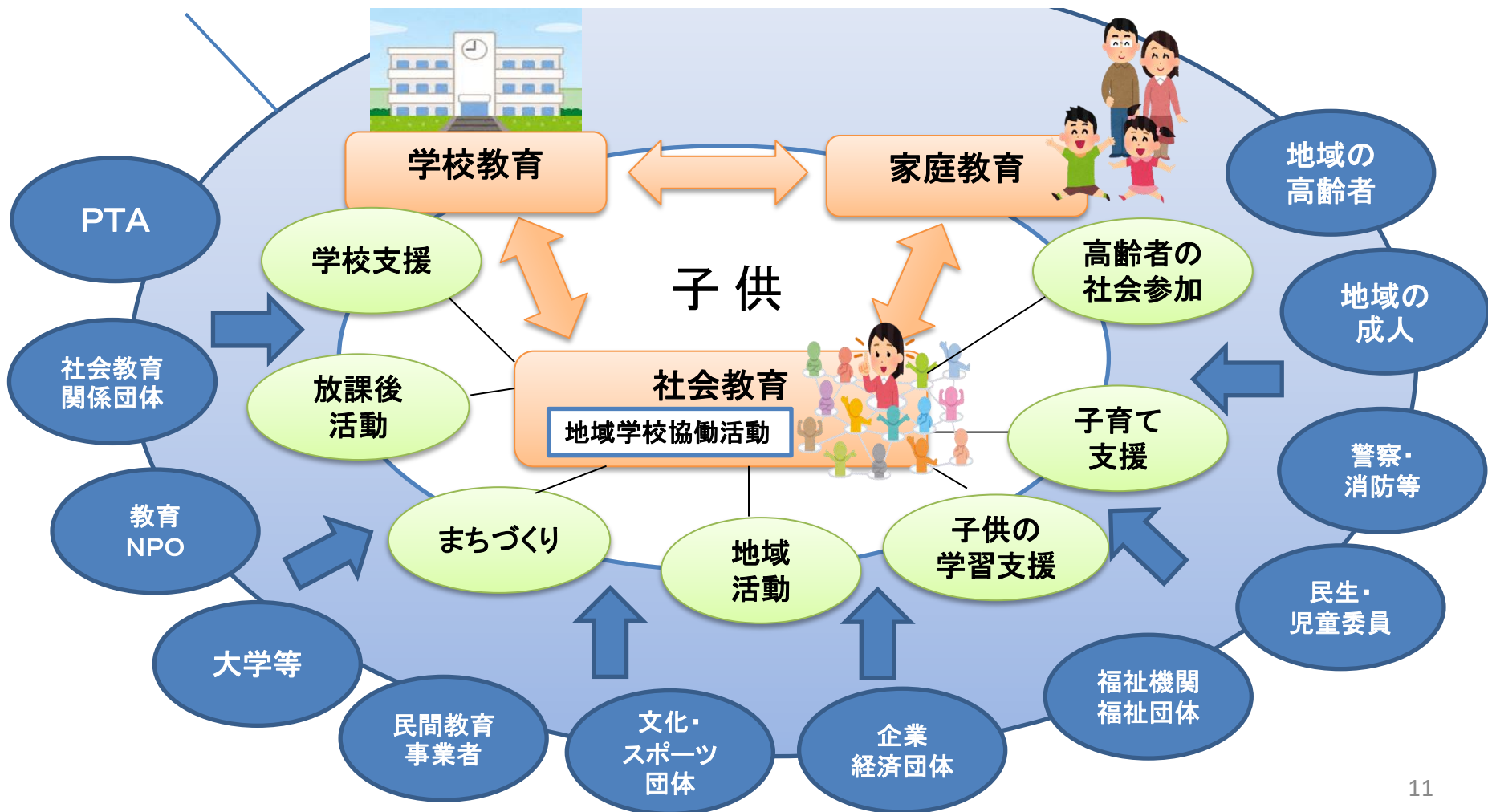
目指すべき姿

- 地域住民(都民)と学校の協働を通じた、地域全体で次代を担う子供を育成する。
- 幅広い年代の都民の学習機会を充実するため、施設利用者への適切なサービスを提供していく。

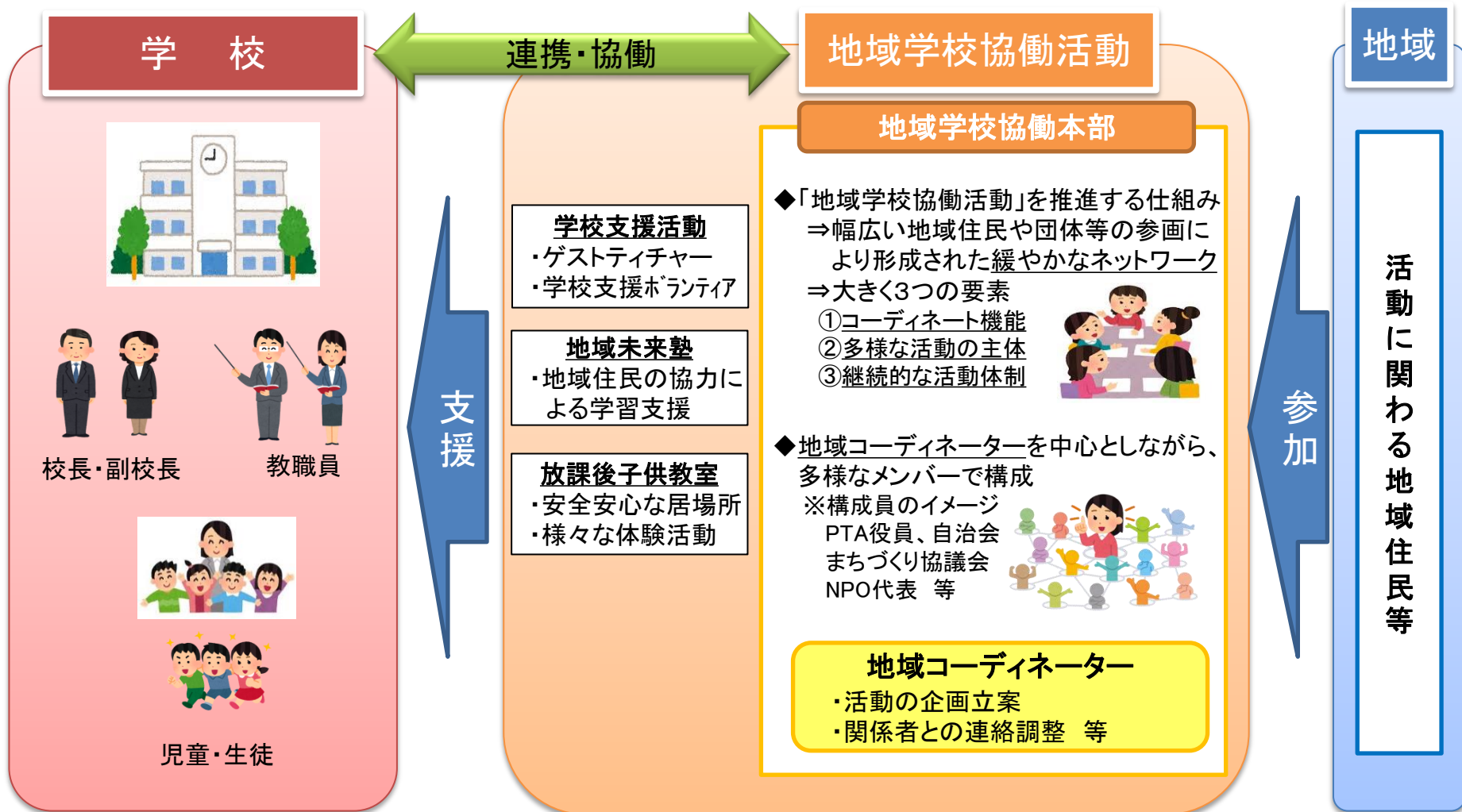


- 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働していく。
- 従来の地縁関係団体だけではなく、NPOや企業等との間でも新しいつながりをつくり、地域の教育力を向上させることは、地域課題解決等に向けた連携・協力につながり、持続可能な地域社会をつくる基盤となる。

より多くの幅広い地域住民・団体が参画し、目標を共有し、「緩やかな地域ネットワーク」を形成



- 地域学校協働活動とは、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるために地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動のことである。
- 地域の高齢者・成人・学生・保護者・PTA・NPO・民間企業等の幅広い地域住民等が参加する。



地域住民(都民)と学校の協働を通じた、地域全体で次代を担う子供の育成

地域学校協働本部を設置するメリット

○地域学校協働本部を設置することは、「地域学校協働活動」(①学校支援活動、②地域未来塾、③放課後子供教室)を活性化させることだけでなく、地域社会や学校にも様々なメリットをもたらすことが期待できる。

1. 学校にとってのメリット

- 地域住民による学校支援により、教員が授業に注力できる環境が生まれ、「学校の働き方改革」の推進につながる。
- 児童・生徒の学力向上が期待できる(保護者や地域住民の学校支援活動が進んでいる学校ほど、学力が高い傾向にある。)
- 次期学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」(社会の風を教科に導入)を実現できる。

2. 地域学校協働活動にとってのメリット

- 一元的な窓口やネットワークを通じて、地域人材が安定的に確保できる。
- 地域人材の確保により、地域学校協働活動を計画的に実施できる。
- 子供たちのニーズに即した教育活動(体験活動等)が提供できる。

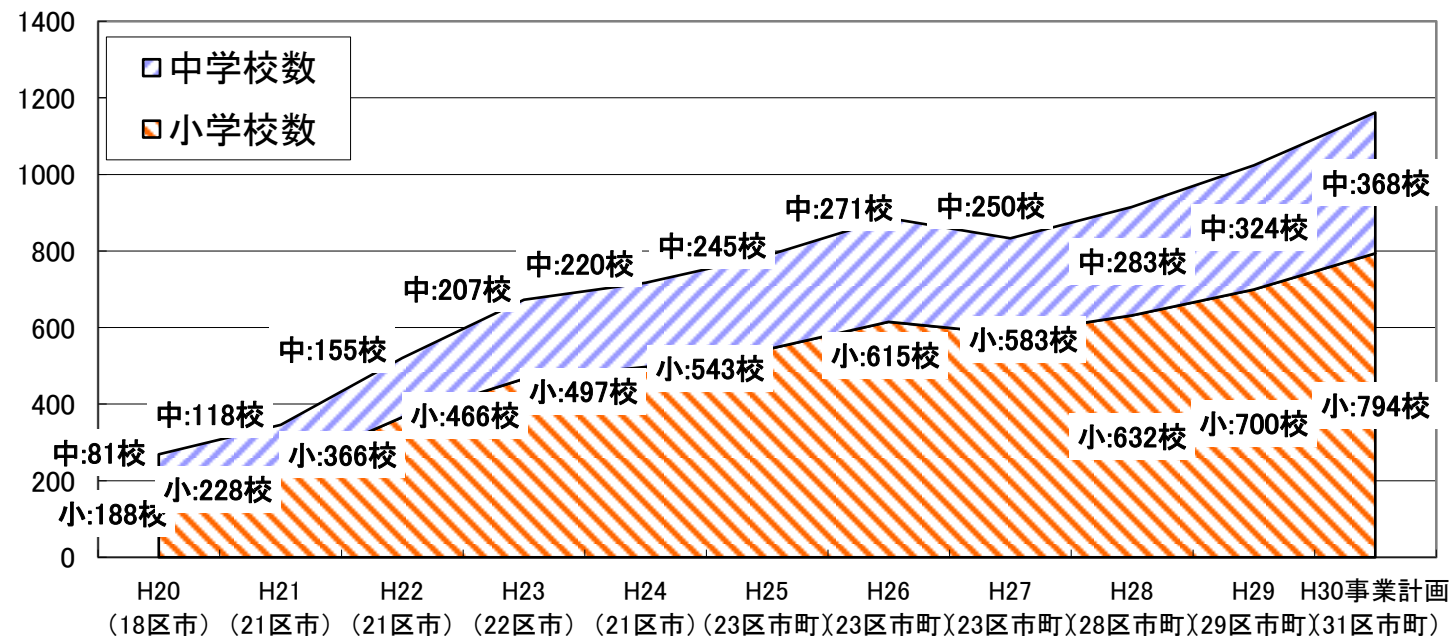
3. 地域社会にとってのメリット

- 地域学校協働活動に参画する地域住民の生きがいづくりや、自己実現に寄与することができる。
- 多世代間交流の機会を効果的に創出することができる。特に「元気高齢者」の社会参加の場や機会を提供することができる。
- 学校を拠点とした地域コミュニティが形成される。また、地域の安心・安全の拠点としての学校が実現できる。

地域学校協働活動の推進 ①地域学校協働本部事業

- 区市町村における地域学校協働活動への支援（旧：学校支援地域本部事業）を平成20年度から開始した。
- 現在はこれまでの地域による学校支援の取組から、地域と学校が連携・協働して、次代を担う子供の育成を図る取組「地域学校協働活動（地域学校協働本部）」へと拡充を図っているが、実施学校数は小学校約58%、中学校約57%（平成29年度実績）にとどまっております、区市町村の取組として十分定着しているとは言えない。

◆「地域学校協働活動推進事業」(学校支援地域本部事業)の実施区市町村・学校数の推移



地域コーディネーターの役割等

- 地域学校協働本部に不可欠な地域コーディネーターは学校や地域住民、企業、団体、機関等の幅広い関係者とのネットワークや調整を行うことが求められる。
- 現状を見てみると、地域コーディネーターの人数は着実に増えてきたが、これまでは学校関係者を介して依頼するケースが多く、PTAや学校運営協議会等の関係者が75%程度を占めている。
- 今後は、地域社会資源とのネットワークを有する「元気高齢者」などの幅広い人材を確保することが求められている。

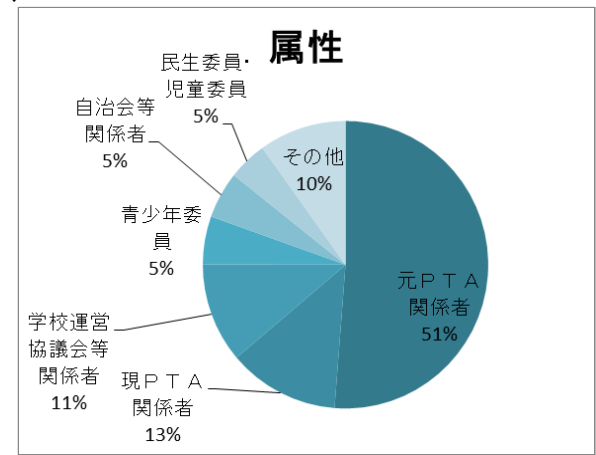
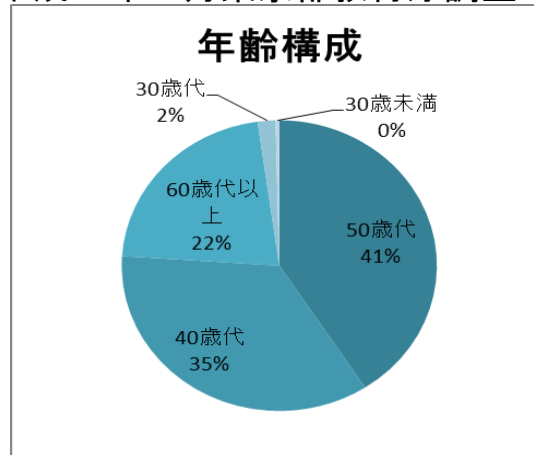
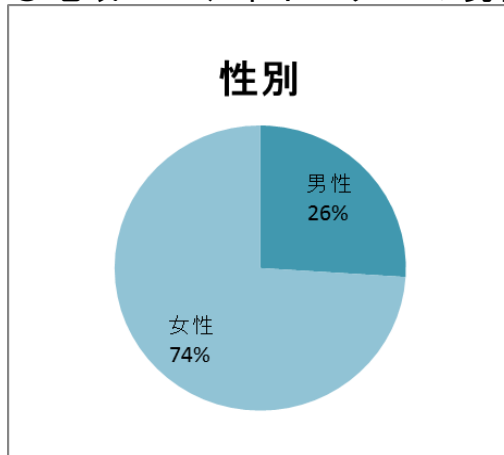
○地域コーディネーターが担う役割

- ・ 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・ 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・ 地域ボランティアの募集・確保 等

○地域コーディネーターに求められる能力

- ・ 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有し、深い関心と理解がある。
- ・ 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解し、学校の実情や教育方針への理解がある。
- ・ 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができる。
- ・ ファシリテート能力にたけている 等

○地域コーディネーターの現状（平成26年12月東京都教育庁調査から）



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (計画)
コーディネーター数	318人	649人	1094人	958人	1129人	1249人	1434人	1426人	1656人	1942人	2177人

地域学校協働本部の設置が進まない理由

○地域学校協働本部の設置が進まない理由を第10期東京都生涯学習審議会（中間まとめ）では、以下のよう
に指摘している。

現状	①地域学校協働活動への理解が関係者に浸透していない。	②地域学校協働活動を一体的に推進する組織体制が確立されていない区市町村が少なくない。	③適性のある地域コーディネーターの確保が困難である。
要因	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動が学校の負担軽減につながることを多くの学校関係者が理解できていない。 ・地域にある既存の青少年健全育成活動の関係者に地域学校協働活動が理解されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の国の施策では、学校支援活動と社会教育(学校外)活動との間に明確な区分がなされていないため、旧来の施策枠組みを払拭できていない。 ・学校教育行政の担当者の中には、地域学校協働本部の導入がかえって、学校の業務負担増になるという懸念を持つ者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育課程を理解した上で、地域の社会資源とのマッチングができる資質・能力を有した人材を確保、養成するノウハウを区市町村や学校が有していない。

区市町村教育委員会における地域学校協働活動事業所管部署

○地域学校協働本部事業、地域未来塾及び放課後子供教室推進事業は、各々の目的で施策化されてきた経緯があり、区市町村での所管部署が異なっているケースが多い。そのため、一体的に施策を推進する意識が区市町村に乏しいが、推進体制をとり、効果的に実施している区市町村もある。

自治体	体制(事業所管部署)		
	地域学校協働本部	地域未来塾	放課後子供教室
A	【教委】生涯学習課	【教委】指導課	【教委】子ども担当課
B	【教委】総務課	【首長部局】健全育成課	【教委】総務課
C	【教委】生涯学習課	【教委】指導課	【教委】生涯学習課
D	【教委】生涯学習課	【教委】生涯学習課	【首長部局】子ども育成課
E	【教委】指導課	【教委】指導課	【首長部局】子ども育成課

○【課題認識】 区市町村の組織体制が学校教育と社会教育に二分化されたままのケースに加え、関連事業の一部が首長部局で所管されていることなど、部局間相互の連携が進みにくい状況がある。

地域学校協働活動を一体的に進める取組を実施しているE区の事例

- 教育委員会事務局の指導課の中に、学校地域連携を担当する係を設置するとともに、指導課の中に、各小中学校の地域学校協働本部の地域コーディネーターを統括するコーディネーターを配置し、地域学校協働活動の推進に努めている。
- 統括するコーディネーターは、区長部局が実施する放課後教室のコーディネーターとの事業調整も実施している。

○これらの取組により、E自治体においては教員にとって仕事の効率化など「働き方改革」の具体化が図られ、地域住民等による放課後等の学習支援が子供の学習意欲を高めるなど、地域学校協働活動の推進が様々な効果をもたらしている。

小中学校支援における都の取組

- 小中学校への取組は、本来区市町村が担うべき役割であるが、都としても、地域学校協働活動の全般的展開を目指し、以下のような取組を実施している。
- 放課後子供教室の活動が都内全域に広がっているが、地域学校協働本部や地域未来塾の取組は十分に浸透していない。学校関係者がこれらの事業に対する理解を深めることが事業展開のポイントである。

対象	都の取組	評価
地域学校協働本部 (目標) 全区市町村で実施 (現状) 31自治体(50%)	①財政的支援(都補助2/3そのうち1/2は国費) ②事業担当者会の開催(年3回) ③教育支援コーディネーターフォーラム(年1回) ④地域コーディネーター基礎研修(年2回) ⑤未設置区市町村教育委員会への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働推進のために、区市町村の生涯学習部門への働きかけをしてきたが、事業ごとに区市町村の部門が分かれており、推進に不可欠な学校関係者の事業理解が進んでいない。
地域未来塾 (目標) 全区市町村で実施 (現状) 29区市町(47%)	①財政的支援(都補助2/3そのうち1/2は国費) ②事業担当者会の開催(年3回) ③スタディ・アシスト事業(進学型モデル事業・モデル地区2地区) ④未設置区市町村教育委員会への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が課題としている地域コーディネーターの確保・養成に関する支援の仕組みが整っていない。
放課後子供教室 (目標) 全区市町村で実施 (現状) 55区市町村(89%)	①財政的支援(都補助2/3そのうち1/2は国費) ②事業担当者会の開催(年2回) ③放課後スタッフ等を対象とした研修会開催(年8回) ④事業担当者情報交換会(ブロック会)の開催(年1回・4ブロックで開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域未来塾や放課後子供教室の担い手の確保や育成支援が進んでいない。そのため、元気高齢者をはじめとした地域人材を効果的に活用することが求められている。 ・地域社会にとって、地域学校協働活動への参加に対する馴染みがなく、魅力的な場所になっていない可能性がある。

○小中学校支援については、学校関係者に地域学校協働活動のメリットを理解や地域人材の確保・養成に向けた更なる取組を検討する。

小中学校支援

課題認識

○地域学校協働活動に関する理解不足

・地域学校協働推進のために、区市町村の生涯学習部門への働きかけをしてきたが、事業ごとに区市町村の部門が分かれており、推進に不可欠な学校関係者の事業理解が進んでいない。

○地域コーディネーターをはじめとした教育支援を担う地域人材が不足

・区市町村が課題としている地域コーディネーターの確保・養成に関する支援の仕組みが整っていない。

・地域未来塾や放課後子供教室の担い手の確保や育成支援が進んでいない。そのため、元気高齢者をはじめとした地域人材を効果的に活用することが求められている。

・地域社会にとって、地域学校協働活動への参加に対する馴染みがなく、魅力的な場所になっていない可能性がある。

今後の方向性

○学校への働きかけ

・学校関係者に地域学校協働活動のメリットを伝える。

○区市町村への働きかけ

・区市町村に対し、①地域学校協働本部、②地域未来塾、③放課後子供教室を一体的に実施することの意義を伝え、効果的な実施体制整備を図る。

○人材の確保・環境づくり

・都の立場から、教育支援を担う地域人材の確保等に関する具体的支援策を提案する。

・地域人材が地域学校協働活動に参加したくなるような、魅力的な場を構築する。

具体的取組

・地域学校協働活動の実施が学校の教育活動の活性化につながり、学校の働き方改革に寄与するものであることをデータとして整理し、学校関係者に周知

・都が先進的な取組を進めている区市町村の事例を分析し、そのエッセンスを地域学校協働フォーラム等を通じ、区市町村にフィードバックする。

・区市町村単位での統括コーディネーターの配置支援
※P20参照

・都は、「元気高齢者」をはじめ、教育支援を担う地域人材、企業人材等が参加しやすくなる環境づくりを支援
※モデル案はP21参照

- 各学校区での地域学校協働活動を区市町村が配置する統括コーディネーターがフォローすることで、各学校区における活動の推進や事業の調整を推進していく。
- 都は地域で対応できないプログラムの提供やコーディネーター人材の育成・確保等で支援を行う。

現在の取組の課題

学校支援活動

地域未来塾

放課後子供教室

- ・地域住民等が担う教育活動は、個々の目的ごとに実施されている。
- ・事業ごとにコーディネーターが配置

学校区単位における教育活動の一体的推進が課題

- ・地域学校協働活動を一体的に推進する組織体制が確立していない。

- ・企業やNPOの教育支援活動を組織化し、地域における教育活動を支援
(現在は、都立学校支援が中心)
- ・コーディネーターへの研修機会の提供

地域における教育活動の一体化を通じ地域力の向上

今後 目指すべき方向

学校支援活動

地域未来塾

放課後子供教室

地域学校協働活動

地域コーディネーター

(地域学校協働本部の中核)

- 地域関係機関との連絡調整
- 地域人材の確保・活用

統括コーディネーター

- ・地域コーディネーターへ助言機能
- ・区市町村レベルの社会資源の開拓
- ・都が提供する企業等のプログラム活用

企業やNPO等のプログラム提供

- ・地域では対応できない企業やNPOのプログラムを提供
- コーディネーターの育成・確保を支援**

学校区

区市町村

東京都

○学校の敷地内に地域交流拠点を設け、「元気高齢者」の地域における社会参加を進めるとともに、教育支援人材として参加しやすい環境づくりを通じ、学校支援活動や子供たちの放課後活動の活性化を目指す。

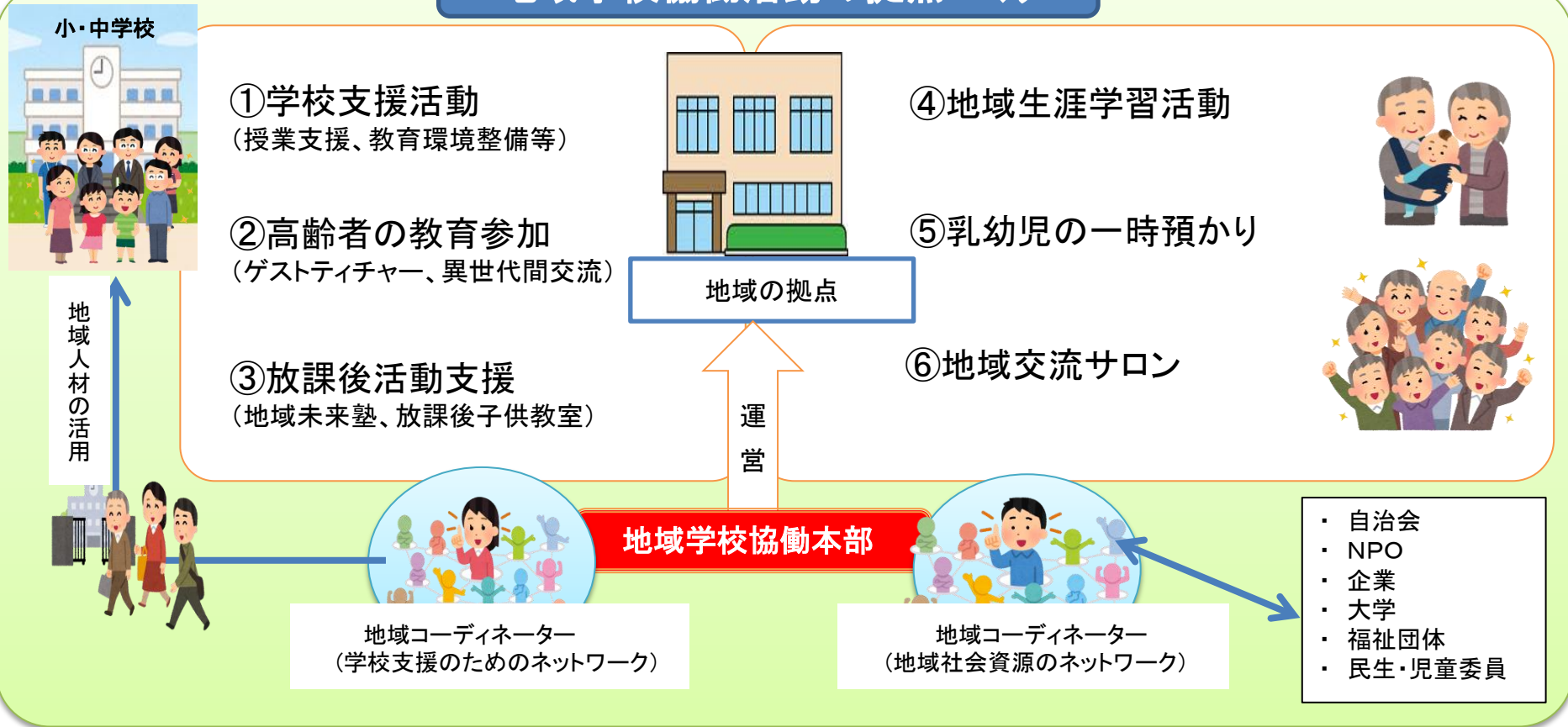
○次世代を担う子供たちの育成を図るためには、地域と学校の協働が不可欠

○地域住民の教育参加により、学校の働き方改革に寄与

学校を拠点とし 持続可能な地域づくり
(地域の人々のつながりを通じて、「地域力」を高める。)

○地域社会の様々な課題を解決する担い手として、「元気高齢者」が活躍する場を、日常生活圏域の中に創出

地域学校協働活動の拠点づくり



○1章及び2章で点検・分析した各事業分野についての課題認識及び今後の方向性は以下のとおり。
 ○特に、取組を強化する必要がある地域学校協働活動については、P19～21に具体的な検討案を記載した。

対 象	課 題	今後の方向性	検討案	
社会教育事業 (地域学校協働活動)	小中学校支援	○学校及び区市町村関係者の地域学校協働活動の理解不足 ○コーディネーター等地域人材確保の困難性	○区市町村及び学校関係者に「地域学校協働活動」のメリットを周知 ○コーディネーター等の地域人材を確保し、活躍する場所を作るための支援	P19～ P21
	都立学校支援	○教育支援プログラムの系統的活用 ○急迫した課題を抱える生徒対応	○教員のカリキュラムマネジメント力の向上支援 ○専門的知識や経験を有するユースソーシャルワーカー(主任)の配置拡大	
	ネットワーク構築	○小中学校への効果的プログラム提供	○学校ニーズを踏まえた、小中学校支援の充実	
社会教育施設	都立図書館	○利用者ニーズを踏まえ、自主的な改善に積極的に取り組んでいる。 ○図書館の利用促進と老朽化対策が課題	○利用者増に向けた効果的な広報と、各種サービスの一層の充実 ○将来的な移転改築を視野に入れた、図書館施設やサービスの検討	
	ユース・プラザ	○PFI事業者により適切に運営されているが、各事業の質・量ともに見直し・改善する仕組み作りが必要である。	○社会教育事業はPFI事業者の提案事業であるが、企画・実施に当たっては、都から方向性のみを提示するのではなく、より具体的内容を示すようにし、企画内容に確実に反映 ○事業契約終了を見据え、社会環境の変化等を踏まえた施設の在り方や都の意見をより反映できる運営手法について検討	
文化財の保護	○改正文化財保護法の施行に対応が必要	○国の動向を踏まえ、適切な保護施策を実施		